

会 議 録

名 称 平成30年度第4回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
日 時 平成30年10月23日(火) 午前10時00分～午後0時41分
場 所 世田谷区役所 第2庁舎5階 第5委員会室
出席委員 小橋昇 室井敬司 山田健太 菅野典浩 高山梢 林忠清 旦尾衛
鶴谷緑平 藤原和子 唐橋睦 中村重美 玉置肇 福田里香
説明員等 世田谷総合支所生活支援課長 岩淵博英 住民記録・戸籍課長 住谷純子
オリンピック・パラリンピック担当課長 玉野宏一
国保・年金課長 太田一郎 若者支援担当課長 小野恭子
健康推進課長 鵜飼健行
都市デザイン課都市デザイン企画調整担当係長 大谷信二
みどり政策課長 青木誠 交通政策課長 堂下明宏
事 務 局 総務部長 中村哲也 区政情報課長 好永耕 情報政策課長 齋藤稔
情報政策課情報政策担当係長 服部英樹 区政情報課区政情報係長 宮崎俊秋
区政情報課区政情報係副係長 小田純也 区政情報課区政情報係 岡田英朗

会議次第

(1) 審議事項

諮問第798号

「住民基本台帳事務業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(証明書自動交付機サービス終了の案内の宛名印字・封入封緘及び発送業務の外部委託)

諮問第799号

「社会体育の普及・振興業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(「パラスポーツ大運動会」の運営委託)

諮問第800号

「自然環境保護事業業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について
(名木百選選定に係る公募書類の仕分け業務委託)

諮問第801号

「生活保護業務」における外部委託印刷データの伝送化に伴う外部の電子計算機との回線結合について

(受託事業者との印刷データの伝送システムの利用)

(2) 報告事項

報告第298号

「交通環境の整備業務」におけるコミュニティ交通の利用意向に関するアンケート調査票等の送付に係る外部委託の報告について

(答申第1号の事前一括承認基準該当事項)

(3) その他報告事項

諮問第792号の取下げについて

「男女共同参画推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

(世田谷区DV相談専門ダイヤル業務の委託)

(4) 審議事項

諮問第802号

「若者支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

(希望丘青少年交流センターに係る運営業務委託)

諮問第803号

「国民健康保険業務」における外部委託印字データ及び簡易書留発送引受番号データの伝送化に伴う外部の電子計算機との回線結合について

(受託事業者との印字データ等の伝送システムの利用)

諮問第804号

「寄附受領業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

(蹄鉄入り寄附者名入り平板ブロック製作委託)

諮問第805号

「健康推進業務」における外部の電子計算機との回線結合について

(国民健康・栄養調査「栄養摂取状況調査」におけるオンライン調査回答の実施)

(5) その他報告事項

高齢者名簿の警察への外部提供について

1. 開 会

会長 ただいまから平成30年度第4回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会を開会します。

本日は、矢島委員から御欠席の連絡をいただいております。

まず、事前にお送りしております、前回、平成30年度第3回審議会の会議録について確認いたします。既に各委員におかれましては、お目通しいただいているものと存じますが、この内容でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 よろしければ、平成30年度第3回審議会の会議録はこのように決定いたします。

2. 議 事

会長 それでは、審議に入ります。

本日は、諮問案件が8件、報告が1件、その他報告が2件となっております。

(1) 審議事項

諮問第798号

会長 まず、諮問第798号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明いたします。

お送りしました資料の1ページをごらんください。「住民基本台帳事務業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置についてでございます。

次の2ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、地域行政部住民記録・戸籍課でございます。

審議のポイントは、卓上に配付してございますクリアケースの3番、外部委託でございます。

それでは、住民記録・戸籍課より説明いたします。

住民記録・戸籍課長 当課の諮問事項は第798号「住民基本台帳事務業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について(証明書自動交付機サービス終了の案内の宛名印字・封入封緘及び発送業務の外部委託)でございます。

まず、委託の内容は、マイナンバーカードを利用した住民票の写し等の証明書のコンビ

二交付が始まり、現在区内各施設に配置されている証明書自動交付機につきましては、来年、平成31年12月でサービスを終了することが決定いたしました。これに伴い、区民の方に勧奨通知を送付するため、送付に伴う宛名印字・封入封緘及び発送業務について、事業者へ外部委託するものでございます。

なお、作業に必要な送付対象者の情報は、USBメモリーにおきまして提供いたします。

勧奨通知の周知事項は次の3点です。平成31年（2019年）12月をもって証明書自動交付機が稼働終了すること、今後は証明書コンビニ交付サービスに切り替わるため、サービス利用にマイナンバーカードの取得が必要であること、平成30年12月よりマイナンバーカード申請用の臨時窓口を開設すること。

なお、1度に全ての対象者に勧奨通知を送付するのではなく、平成30年度及び平成31年度に数回に分けて勧奨通知を送付いたします。

次に3、諮問の趣旨ですが、勧奨通知の宛名印字、封入封緘及び発送に係る業務を外部委託することに伴い、委託業者に個人情報を取り扱わせるため、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問するものでございます。

次に4、対象となる個人の範囲ですが、証明書自動交付機利用のための暗証番号登録者のうち、データ抽出日時時点で世田谷区に住民登録があり、かつ、一定期間に一定回数の利用実績がある者でございます。右ページに移ります。ただし、マイナンバーカードを保持している者、支援措置の決定を受けている者、不現住など、住民異動・証明書発行を不可としている者は除きます。

勧奨通知の送付方法は、表に記載をしております。4の対象者のうち、平成29年1月1日以降の証明書自動交付機の利用回数により、発送時期をずらして2回実施いたします。申請を受け付ける臨時窓口でのマイナンバーカードの申請は事前予約制のため、予約が集中しないように回数も分けて発送いたします。

次に5、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数につきましては、区から委託先へ提供する項目は、氏名、郵便番号、住所、世帯番号です。

委託先が本人から収集するもの、区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。

件数（見込み）につきましては、1回目は約10万2,000件、2回目は約4万3,600件を想定しています。

6、個人情報を取り扱う場所につきましては、委託先事業者の施設となります。

次ページに参ります。7、個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無は、ありません。

8、委託先との個人情報の授受の方法は、電磁的記録媒体、USBメモリーによって行います。

9、委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無は、あります。

10、委託先の個人情報の保護管理体制は、(1)、(2)に記載の要件を提示しております。

11、委託の条件は、個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止、セキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させることといたします。

12、委託の開始時期及び期間は、今年度、平成30年12月から来年度、平成31年(2019年)12月まで、自動交付機の終了時期までとしております。

御説明は以上です。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

委員 ちょっと教えてください。今の提案の内容自体は、自動交付機のサービスが終了します、それをコンビニ交付に切り替えます、コンビニ交付の場合はマイナンバーカードが必要となるので、そのことについての周知を行っていくという内容だと思うんです。

その関係でちょっと伺いたいんですが、じゃ、マイナンバーカードの普及状況ですね。恐らくこれはマイナンバーカードの普及を促進するという趣旨も入っているかと思うんですけれども、現時点で、やはりマイナンバーカードというものがどの程度普及をしているのか。発送の件数から逆算すれば見えてくるものもあるかと思うんですが、所管で把握されているものがどういう状況なのか、教えていただけますか。

住民記録・戸籍課長 世田谷区の人口に対して15.1%となりまして、枚数で申し上げますと、9月末現在で13万5,745枚交付しております。

委員 委託の内容で「データ(USBメモリー)にて提供する」と言うんですが、USBメモリーは小さなもので、ポケットに入れて運べてしまうようなものなんですけれども、セキュリティに関しては暗号がかかっているとか、こういうものであるとかというものがありましたら教えてください。

住民記録・戸籍課長 確かにUSBメモリーは小さいものでございます。必ずパスワードも

設定をしております。パスワードも同時にお渡しするような形はとらず、USBメモリーのタイミングと、パスワードは後からお知らせするような形で分けて、セキュリティ上管理しております。

委員 金融機関なんかだと1回ごとのパスワードになっていたりしますが、そういうイメージでよろしいですか。毎回パスワードを変える……。

住民記録担当係長 通常のパソコンで扱えるものなので、圧縮したファイルにパスワードをかけるという感じで、そのファイルに関してはずっと同じパスワードになります。

委員 同じパスワード、1回提供した後に終了後……。

住民記録・戸籍課長 お渡しするときも管理簿をつけて、双方で書類の授受、受渡しをするんですが、使用後は必ず消去していただきまして、その消去したということも報告いただくようにしておりますので、残った状態でのやりとりはないかと想定しております。

委員 10-(2)なんですけれども、「作業を行う作業員を特定し、作業員の氏名と作業場所を記載した名簿」の方と実際にログインしているというのを対照させてというようなイメージでよろしいですか。この人はこういうのでログインする人ですよ。そうでないと、名簿は出したが、実際にログインしている人は実はということがないような体制ができていのかどうか、教えていただきたいんですけれども。

住民記録担当係長 事業者で扱っている電子計算機の操作ログまで初めから検査をする想定はなく、あくまでもこの業務に携わっているのは誰ですという範囲を特定させて、区に報告させるというところで安全を担保しているという形になります。

委員 信頼してと。

住民記録担当係長 そうですね。

委員 本件だけに限らないんですけれども、私は今日で3回、この審議会に出席させていただいておりますけれども、過半数の案件というのは外部委託に関することだと思うんですね。たまたま今回の案件は約1年間、外部委託するというので教えていただきたいんですけれども、個人情報保護法によると、業務を委託した場合、委託先の安全基準というのはもちろん責任がありますけれども、監督責任というのもしかあったと思うんですね。委託先の業務を監督するという義務が委託元にはあると理解しておるんですが、この場合には、委託先をどうやって監督するのか、あるいは何かそういう方法があるのかということについてはどのようにお考えなんでしょうか。

住民記録・戸籍課長 委託契約の時点で確かにそういうプライバシーに関する情報をきちん

と守るという制約についてはしていただいたもの、自分たちでそういう基準を持っているところを提出していただくんですが、それだけではなく、こちらが進捗を管理する中で安全の管理というのはしていかななくてはいけないだと思っております。形としては、やはり提出物ですとか口頭での指示といったものも含めて管理する必要があると思っております。

委員 ヒアリングという意味ですね。

住民記録・戸籍課長 進捗確認の中での……。

委員 例えば相手が作業しているところに出向いて、ちゃんと契約どおりにやっていますねというふうな監督はしないんですか。

住民記録・戸籍課長 これまで出向いてというところはございませんでした。ただ、検査という意味では、報告書などの書面では確認しています。

委員 じゃ、相手がもしその報告を間違っていたら、そのままですね。ちょっと気になったのは、たしか1年ぐらい前に年金機構で、外部委託して、インプットさせるという業務で、再委託はだめですよという契約にもかかわらず、中国の会社に委託して、それでインプットミスが起きて受給に支障が出たという事件がありましたよね。そのときに、年金機構は契約どおりに物事が進んでいるかという監督は多分していなかったんだと思うんですね。だから、それは、監督したから必ず間違いが起きないとは限らないですけども、監督しているということは、相手方に対しての牽制機能が働くのではないかと私は思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。この案件だけでなく、今回まで随分委託という話が出てきたので、その辺は区政情報課ではどのようにお考えなんでしょうか。

区政情報課長 個人情報を取り扱う、特に電子計算機を使用して取り扱う個人情報の契約に当たっては特記事項をつけることになっております。その中には、皆様のこちらの青い冊子の254ページ、255ページをごらんいただきますと、255ページの29番については報告を求めたときには応じなければならないのと同時に、30番で立入調査ができますよということで「立入りを認めるものとする。」というような契約を付しておりますので、必要に応じて、こちらは抜き打ちを含めて、所管で立入調査できるものという契約になっております。

委員 何か起こって立ち入る以前に、予防のために、例えば定期的に立ち入りするとか、やっている作業を報告させるなり、あるいは見に行くということはどうなんでしょうか。このように書かれていますけれども、これについて実際にそういうことを今までしているん

でしょうか。

情報政策課長 情報政策課が毎年行っている情報セキュリティ監査につきましては、富士通のデータセンターなどは定期的に訪問して、監査を実際に行っております。また、所管課が運営しているシステムについても、全部やるわけにはいかないの、選抜して、こちらからセキュリティ監査といって現場に赴いて、作業内容を確認するという自体はやっておりますが、本件のように比較的単発のものについて、抜き打ちでやったという実績は今のところはございません。

委員 単発、1回の案件を短期間でやってもらいますよというものについてはそうそう監督というわけにはいかないと思うんですけども、これは1年間かかる予定ですよ。決して単発とは思えないんです。ある一定の期間、お願いするんだったら、その間にちゃんとやっていますかという監督は必要なのではないでしょうか。

住民記録・戸籍課長 こちらの住民記録の所管としましては、今の御指摘もございましたので、今後、1年間実施していく中では、回数はこれから調整いたしますが、報告だけを待つ体制ではなくて、こちらからも気をつけて行いたいと思います。ありがとうございました。

委員 お願いします。

会長 ほかに御質問ありませんでしょうか。 ないようでしたら、お諮りします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第798号については異議なしと認めます。

諮問第799号

会長 次に、諮問第799号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明いたします。

資料の5ページをごらんください。「社会体育の普及・振興業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について(「パラスポーツ大運動会」の運営委託)でございます。

次の6ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、スポーツ推進部オリンピック・パラリンピック担当課でございます。

審議のポイントは、3番の外部委託でございます。

それでは、オリンピック・パラリンピック担当課より説明いたします。

オリンピック・パラリンピック担当課長 それでは、説明をさせていただきます。

まず、1の委託の件名でございますが、「パラスポーツ大運動会」の運営委託でございます。

2の委託の内容でございます。現在、区では2020年の東京2020大会に向け、区民の参加意識の向上及び大会への機運醸成を図る取組みを積極的に進めているところでございます。その一環といたしまして、東京2020大会の500日前である節目の日に、共生社会実現に向けたパラリンピック競技の理解促進と東京2020大会に向けた機運醸成を目的といたしまして、パラスポーツ大運動会を来年3月10日（日）の午前の部、午後の部と2部に分けまして、区立総合運動場体育館にて実施する予定でございます。障害のある人も、ない人も参加できるイベントといたしまして、参加者を数チームに分け、例えばボッチャ、車椅子バスケットボールなどのパラスポーツを各チーム対抗で行います。

イベントの参加者や観覧者の応募用ウェブサイトの構築及び運営、イベント参加者の障害の程度に応じたチーム分け作業、当日の会場設営、撤去、運営、実施後の報告までの一連の業務を予定しております。

3の諮問の趣旨は、記載のとおりでございます。

4の対象となる個人の範囲は、参加又は観覧を希望する区内在住・在勤・在学者でございます。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数でございますが、（1）個人情報の項目、区から委託先へ提供するものといたしまして、参加、観覧などの申込みは基本的には委託先になりますが、区に申込みがあった場合も、申込者から記載の項目を聴き取り、委託先に提供いたします。

委託先が本人から収集するものといたしましては、申込者が応募用ウェブサイトに入力された記載の項目となります。

区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。

（2）件数につきましては、770件程度を想定しております。

6の個人情報を取り扱う場所から、次の11ページの委託の条件は、記載のとおりでございます。

12の委託の開始時期及び期間につきましては、平成30年12月上旬から平成31年3月29日までとしております。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

委員 ちょっと確認で教えてください。7ページに委託で取り扱う個人情報の項目及び件数がございます、は区から委託先へ提供するもの、が委託先が本人から収集するものと分かれていますけれども、個人情報の項目それ自体は全く同一なわけですね。ということは、参加若しくは観覧を希望する区民の方は、区に直接申し込んでもいいし、あるいはウェブサイトから申し込んでもいい、双方から受け付けるという意味合いなんですか。

オリンピック・パラリンピック担当課長 ウェブサイトを構築いたしますので、基本的にはそちらへの応募を積極的に推進していくということで、昨今スマートフォンやなんかでは、QRコードの読み取りでそのページに飛んで、簡単に申込みができるので、そういった仕組みをつくらうと思っています。基本的に応募される方たちにはそちらを御案内していこうという予定にしておりますが、ただ、そういったことが苦手な方であったり、区役所でやっていることだからということで区役所にお電話をかけていただいた方たちの受付を拒むものではなくて、私たちが受付をして、委託事業者にお渡しするようなことを想定しております。

委員 わかりました。

委員 5番なんですけれども、申込みはウェブだけではないということで伺ったんですが、ウェブとかだと、全部打ち込まないと申込みボタンに行かないとかというものも別途のウェブサイトの構築とかであるんですが、この場合はどんな感じなんですか。

オリンピック・パラリンピック担当課長 実際このイベント自体に参加をして、要は一緒にスポーツをしてくれる方たち、参加者を募る場合は、先ほど御紹介したとおり、障害のある方もない方も同時に一緒にチームになってやっていただきたいという関係性から、例えば障害の程度なんかを聴くような項目もこの中に入れております。そういう形でチーム分けをするものですから、ある程度の情報はこちらに入力していただいた上で、最終的に申込みをしていただくようなことを想定してございます。

委員 というのは、全部の項目を入れないと申込みボタンに進まないという理解でよろしいですか。

オリンピック・パラリンピック担当課長 参加者については、基本的には今お話しした関係から全ての項目をしていただいて、申込みとなるかと思えます。ただ、観覧に関しましては、場合によって必要でない、必須項目を少し減らすこともできるのかなということは想

定しております。

委員 学校の申込みとかでも、昨今は男女の欄をなくそうとかというのからすると、観覧するにもこれはちょっとオーバースペックなのではないかなと感じたものですから。審議会では最低これは必要だよということクリアするという感じで来ましたので、観覧と参加という場合分けがあってもいいのかなと思ったんですが、それは今のところ想定は……。

オリンピック・パラリンピック担当課長 今はしておりませんが、御意見を受けまして、観覧の方に障害の程度を聴く必要もございませんから、そういったところはきちんと整理して決めていきたいと思っております。

委員 今の質問と関連するんですが、そもそもの話になりますが、5番の情報は何で必要なんですか。例えば観覧者に対してこれだけの情報が必要になるというのはどういう理由なんですか。

オリンピック・パラリンピック担当係長 観覧者にはここまで聴く必要はないのではないかと……。

委員 それもありますし、参加者に関しても詳細情報を聴く必要性を改めて確認したいということなんですが。

オリンピック・パラリンピック担当係長 今回は大運動会ということですので、もちろん氏名、年齢等、基本のところはありますが、先ほど御説明申し上げましたように、今回は運動会に際しましてチーム分けをいたします。その際に個人の能力等、いろいろ程度がありますけれども、その辺のバランスをしっかりと分けるために、性別もありますけれども、障害の程度等もお聴きしまして、チーム分けのバランスの基本情報とさせていただくことを考えております。

委員 例えば勤務先とか学校名がそれと何か関係するんですか。

オリンピック・パラリンピック担当係長 勤務先、学校名につきましては、今回、区内の在住、在勤、在学者を対象とさせていただいておりますので、その確認の項目であります。

委員 厳密に確認する必要があるということなんですか。

オリンピック・パラリンピック担当課長 例えば国土館大学と入力されたとしても、世田谷キャンパスの方か、別のキャンパスの方かというのはわからないんだと思うんです。ただ、世田谷にゆかりのある国土館大学に在学されているということで、どこキャンパスですかということをお聴きまで厳密にはしないんですが、ある程度世田谷区に勤めている方であったり、世田谷区に住んでいる方、世田谷の学校に通っている方ということで、世田谷

区内在勤、在住の方ということで、今回かかわっていただきたいと思っております。

委員 なるべくたくさんの方が来られることを想定しているんだと思いますけれども、そうであるならば、そんなに厳密にしなくてもいいわけですね。じゃ、例えば当日に来られて受付というか、そもそも当日受付は認めないのかも知りませんが、ちょっと余計な情報を収集しているのではないかという気がするんです。

オリンピック・パラリンピック担当課長 世田谷区の方たちに楽しんでいただく、世田谷区にかかわる方たちに参加していただくことを考えたものですから、こういったことで整理ができるかなということで、今回こういった項目を入れさせていただいております。

委員 極論すれば、連絡先等々についても、特段必要があるのかもよくわからないんです。例えば連絡先の電話番号やメールアドレスというのは、世田谷区から事前に連絡をする必要があるとか、そういうことなんでしょうか。

オリンピック・パラリンピック担当課長 参加される方に関しては、チーム分けの関係がありますので、例えば当日来られないだとか、いらっしゃらないような方にはもちろんこちらから電話をかけるケースが出てくるかなということは想定されます。しかし、観覧者に関して電話番号まで必要かと言われると、そうではないのかなというところなので、そういった項目はこちらから外していいのかなと考えております。

委員 そうすると、切り分けをされたほうがいいのではないかと思います。

オリンピック・パラリンピック担当課長 ありがとうございます。

委員 じゃ、今この場でどうしても必要なものというのは何なんでしょうか。話だと、年齢も性別も要らない気もしますし、半分ぐらいになるんですか。よくわかりませんが.....。

オリンピック・パラリンピック担当課長 参加者の方たち、今回は運動をするスポーツ大会ということでやっているものですから、例えば小学1年生と大学生ではやっぱり体力差がございますので、氏名、年齢。スポーツの場合、男性の力と女性の力の違いだとかは、基本的にはその差別、区別をしてはもちろんいけないんですけれども、今回、競技として皆さんに競っていただくと思っている観点からも、年齢、性別は必要かなと思っております。

例えば参加する方の御住所では、こちらに書いてあるとおり、在勤、在学、世田谷に住んでいる確認ができるのかなというところ。参加する方の場合のお話ですが、例えば電話番号、メールアドレス、午前の部、午後の部の区別ですとか勤務先、学校名、障害の

有無、程度は必要であろうと思っておりますが、観覧者の方についてはかなりの部分が削れるかなと思っておりますので、最低お名前だけで受け付けさせていただければよろしいかなと思います。

副会長 車椅子は要るのではないですか。

オリンピック・パラリンピック担当係長 そうですね。

オリンピック・パラリンピック担当課長 すみません、ありがとうございます。

会長 参加者の方は結構必要だと僕も思うんですが、質問あったように、観覧者については相当外してもらって。もう10月なんですよ。これは12月から委託を開始したいというわけなので、条件つきというのはだめですか。観覧者の個人情報の項目をできるだけ外していただくという方向で、12月に報告していただくと……。

オリンピック・パラリンピック担当課長 わかりました。

会長 ちょっと切り分けをやって、その結果を12月に報告していただくという条件つきとしたいと思います。いかがでしょうか。

オリンピック・パラリンピック担当課長 わかりました。

委員 年齢はスポーツ大会だからというふうに伺ったんですけれども、私、同様の文化的な会とかをやったりするんですけれども、年齢というよりは、むしろそのスポーツをどれぐらいやっているかの競技歴であったり、参加希望の競技名のほうがこの大会に参加していただく方にとっては必要な情報なのかなと思ったんです。年齢というよりは、その競技を何年やっているのかなというほうが備考というか、チーム分けには必要だと思うんですけれども、18歳だからといって、競技歴がまだ何も無いのと3年やってきたのかということとは違うかなと思ったんですが、その辺はいかがですか。

オリンピック・パラリンピック担当課長 パラスポーツの普及啓発に努めてはいるんですけれども、競技歴のある方が今回ここに来て、真剣に競技を競うというよりは、レクリエーション的な要素を含めながらの大運動会をやっていこうと思っていることが1つと、パラスポーツに特化して取り組みをされている方が、今回競技歴ということで、例えばボッチャの競技歴を持った方を御存かという、私も世田谷区内ではちょっとわからないんですね。どれぐらいの方がパラスポーツをやっていらっしゃるか、わからない中で、繰り返すんですけれども、レクリエーション的な誰でも参加できるような形でやりたいと思っているところなので、競技歴となると少し難しいのかな。競技歴を入れて、競技歴ゼロ年、ゼロ年、ゼロ年という形がたくさん集まっても構わないのですけれども、競技歴がある方を集

めようとはしていないというか……。

委員 私が申し上げているのは決め打ちした競技ではなくて、ふだん運動をしている、していないぐらいのスポーツ歴というか、運動の習慣があるなしで、例えばジムなんかに行ってもメニューが全然違うわけなんです。その辺は別にチーム分けには関係ないという感じの、その場に来れば、ふだん全然体を動かしていないような方、やったことがなくても楽しめるレクリエーション的なのという理解ですね。

オリンピック・パラリンピック担当課長 とても激しく体を動かすスポーツということでは、今回、車椅子というカテゴリーを考えたときに、もちろん車椅子を回さなければいけない腕力だとかを見る必要はあるでしょうけれども、それ以上にとても激しく体を、体育館中走り回るとか、そのような競技は想定していないので、そこまでのところは大丈夫かなと思っています。

委員 今いろいろお話を聴いていて、ふと思ったんですけれども、私の中ではパラスポーツ大運動会と聴いたときに、年齢層があって当然のものなのかなと思っていたんです。例えば下は小学生とか、どこまでなのかなという記載はないんですけれども、小学3年生ぐらいからは出たいかなと思うお子さんもいれば、それこそ大学生だったりとか、スポーツジムに通っている方もいらっしゃるんですけれども、そこら辺を想定した場合、年齢も必要かなと今ふと思いました。

全体の趣旨としてはレクリエーション的なもの、区民みんなが楽しめるという雰囲気想定していいわけですね。

オリンピック・パラリンピック担当課長 そうですね。今回は、あくまでも共生社会の実現を目指した障害者スポーツからの障害理解とかを目的にイベントを企画していますので、レクリエーション的にどなたでも参加していただけるというような考え方ですから、小さなお子さんからお年寄りであってももちろん構わないわけです。そうした中で、いろいろな方が参加の希望を出していただいたときに、先ほどお話しのとおり、チームに分けて競ってもらおうとしている関係上、偶然にも女の子だけのチーム対おじさんだけのチームとかにならないように年齢というのは必要かなと考えて、今回はこういう形でメニューを記載させていただいているというのが趣旨です。

会長 よろしいですか。 それでは、条件ではありますが、参加者は割と必要かと思っておりますが、観覧者については項目を非常に限定していただきたい。それを12月の審議会に報告いただければと思います。よろしいでしょうか。

オリンピック・パラリンピック担当課長 結構です。ありがとうございます。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、そういう条件のもとに諮問第799号は異議なしと認めます。条件、よろしくをお願いします。

諮問第800号

会長 次に、諮問第800号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明いたします。

資料の9ページをごらんください。「自然環境保護事業業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について(名木百選選定に係る公募書類の仕分け業務委託)でございます。

次の10ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、みどり33推進担当部みどり政策課でございます。

審議のポイントは、3番の外部委託でございます。

それでは、みどり政策課より説明いたします。

みどり保全・創出担当係長 本来ですとみどり政策課長が説明に上がる場所だったんですが、所要のため、本日は代理で出席させていただきます。よろしくをお願いします。

1番、委託の件名、名木百選選定に係る公募書類の仕分け業務委託。

2番目は委託の内容でございます。区では、区制100周年(2032年)にみどり率を33%に上げるために、今現在は25.18%なんです、それを目指して世田谷区みどりの基本計画の施策を推進しているところでございます。その一環といたしまして、樹木に対する区民の関心をより高めるために、みどりの保全に対する意識の醸成を図っていきたくと考えております。現在の名木百選は昭和61年に選定いたしまして、約33年たっているんですが、ここで1度見直しをさせていただこうかなということで、今回計画させていただいております。

新たに公募するに当たって、応募者の氏名であったり電話番号などを明記することが必要となり、樹木の写真を添付したりなどするために、その内容をみどり政策課へ郵送、持参、または電子申請することで受付いたします。その後、区が受け付けたそれまでの公募の書類だったり、内容を委託先事業者へお渡しし、委託事業者は公募基準に合っているかどうかの仕分けを中心にさせていただきます。その基準から明らかに外れたもの

は別なんです、合っている場合、樹木の生育状況などの確認なども必要となりますので、現場調査を行っていただきます。委託事業者のこの業務が完了次第、区で新たな名木百選として選定させていただき、一般区民の方に公表させていただきたいと考えております。

3番目になりますが、諮問の趣旨といたしまして、本件は、公募により提出された情報を記載した公募書類の仕分け業務を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせることとなりますので、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問させていただくこととなります。

1ページおめくりいただき、11ページ、対象となる個人の範囲といたしまして(1)応募者(自薦)、(2)推薦者(他薦)、(3)推薦を受けた樹木所有者になります。

5番目が委託で取り扱う個人情報の項目及び件数、個人情報の項目といたしまして、区から委託先へ提供するものですが、応募者(自薦)の氏名、住所、緊急の場合のため電話番号、応募する樹木の所在地などでありましたり、種名・エピソード・推薦理由などになります。推薦者(他薦)の場合ですが、こちらも氏名、電話番号、推薦する樹木の所在地・種名・エピソード・推薦理由など同じになります。の推薦を受けた樹木所有者は、推薦自体にはかからなかったんですが、持ち主についても、氏名、住所、電話番号、推薦を受けた樹木の所在地・種名を対象といたします。

委託先が本人から収集するものといたしまして、先ほどは区から委託先へ提供するものでしたが、応募者(自薦)は応募する樹木のエピソード・推薦理由の詳細、推薦者(他薦)、推薦する樹木のエピソード・推薦理由の詳細、推薦を受けた樹木の所有者も推薦を受けた樹木のエピソードの詳細となっております。区及び本人以外から委託先へ提供するものはございません。

件数といたしまして、今現在約500件と推計しているんですが、根拠といたしましては、前回、昭和61年のときの応募数が533件あったということで、概ねこのくらいを予定して想定させていただいております。

6番目といたしまして、個人情報を取り扱う場所ですが、委託先事業者の施設ということになります。

7番目といたしまして、個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無も、ございません。

委託先との個人情報の授受の方法といたしましては、文書のやりとりと電磁的記録媒体

によるやりとりとなっております。

委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無は、ありがとうございます。

1ページおめくりいただきまして、12ページですが、10番目といたしまして、委託先の個人情報の保護管理体制を確認させていただいております。個人情報保護管理に関する社内規程が定められており、社員教育の徹底が図られていることも確認いたしました。個人情報保護の管理体制が確立されております。パソコンのパスワードは言うまでもなく、キャビネットの施錠であったり、責任者が何日かに1回は確実に中にあるものを確認していることをヒアリングで確認させていただいております。2番目は、個人情報を含む文書及び電磁的記録媒体は、施錠できる保管庫内で保管していることも今お話ししたとおり確認させていただきました。

11番目といたしまして、委託の条件ですが、個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止、セキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件といたしまして、委託先に遵守させることにいたしております。

最後になりますが、12番目としまして、委託の開始時期及び期間ということで、募集期間が平成30年11月15日から平成31年8月31日まで、樹木ですので、花の咲く時期でありますとか、紅葉の時期とかも考えまして、長期間にわたるのですが、予定しております。

以上で説明は終わらせていただきます。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

委員 ちょっと教えてください。応募される場合には「みどり政策課への郵送・持参又は電子申請」と3つのルートが書かれていますけれども、電子申請というのは、みどり政策課というより、区の電子申請の窓口という形になるわけですね。ということは、右の11ページに委託で取り扱う個人情報の項目及び件数が並んでいますけれども、区から委託先へ提供するものの中に書いてあるものが、委託先が本人からの収集するものでは、氏名、住所、電話番号なりを除けば、そのエピソード・推薦理由の詳細ということは、一旦区で受け付けたものを委託先の事業者へ渡して、そこでさらに詳しいことを委託先事業者から聞いてもらうよと理解してよろしいんですね。

みどり保全・創出担当係長 おっしゃるとおりです。

委員 その際に、確認で教えて欲しいんですけども、委託先事業者は、それがまず名木百選にかなうものかどうか、公募基準に合致しているか否かの仕分けを行うと書いています

けれども、その公募基準なるものは、ここには特に記載がないんですけれども、どういうものを主に項目としてメルクマールになっているのか。簡単にでいいですから、お答えいただきたいと思います。

みどり保全・創出担当係長 要件といたしましては、チラシにも書かせていただいているんですが、地域の自然を代表する樹木であったり、花、樹形、紅葉、果実などが美しい樹木、歴史的・文化的価値のある樹木、樹形、種類などが珍しい(おもしろい)樹木、巨木・古木、このようなもので、細かい審議などはその後の委員会で諮ることにはなるんですけれども、まず形式的なわかりやすい部分は事業者で担当することもございます。

委員 その関係で教えて欲しいんですけれども、今のお話はかなり広範囲というか、いろいろな種目、分野ごとぐらいに分かれたもので、特定の物差しではかるというよりは、相当多様な基準のように見受けられるんですけれども、そういうことと、みどり33という区がやろうとしている政策との関係も含めて仕分け作業を行うという事業者は、樹木自体についての知識なり、様々なノウハウをお持ちであると同時に、区の政策についても一定の理解をされていると考えられるんですけれども、その点で実際に委託される事業者はどのような方なんでしょうか。

みどり保全・創出担当係長 株式会社生態計画研究所という会社でございまして、世田谷区では、過去においてもみどりの基本計画のときにも委託させていただいたり、世田谷区に対する知識 樹木だけではなく、世田谷区のありようというか、23区の中でも西側に位置するだとか、国分寺崖線の存在だとか、そういうことも深く理解いただいている事業者です。29年度でプロポーザルをさせていただいて、3社から選ばせていただいた事業者でございます。

委員 ということは、いわば単なる造園業者とか、そういうものではないということですか。

みどり保全・創出担当係長 違います。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 対象となる個人の範囲と情報の提供のところでも1点確認したいんですけれども、今回募集してくるのは自薦する人と、他薦する人と、そこは理解できるんですが、 に推薦を受けた樹木所有者という欄があって、自薦する人は通常御本人が所有されているので、これは多分他薦されたケースを想定されているのかなと思います。提供する個人情報が5 - (1) - で氏名、住所、電話番号、推薦を受けた樹木の所在地・種名と書いてあるの

は、区が調査をして、住所とか所有者の割り出しをして業者に提供するという事なんで
しょうか。

みどり保全・創出担当係長 そうですね。

委員 そういう理解なんですか。

みどり保全・創出担当係長 はい。

委員 その場合、区はどのような形でそれを調査して業者に提供するのか、そのプロセスを教
えていただきたいんです。

みどり保全・創出担当係長 いわゆる他薦となりますので、電子で来るとか、お写真をいた
だいたりするときに、このチラシに応募用紙を添付させていただいてまして、こちらに
先ほどのお名前であったり、写真使用の可否、その後に若干使うこともあるよということ
とか、推薦する樹木の種名だったり、まさに大事な樹木の場所であったり、推薦理由、エ
ピソードなどであったりとか、区から連絡するためのみに電話番号など、わかる範囲でい
ただいていくということで、他薦ですので全てがわからないこともあるとは思いますが、
最低限度、樹木のある場所だけはわからないと確認しようがないので、そこが間違っ
ていなければ……。

委員 そこで確認したかったんです。というのは、例えば松陰神社の何々の木という形で他
薦をしましたと。この場合、通常は松陰神社が所有しているんだろうなというのはすぐわ
かるので、で松陰神社、住所、電話番号ぐらいはわかるかと思うんですけれども、個人
の方の場合はそれができるのかと思ったので確認したんです。例えばどここの3丁目の
角にある桜みたいになった場合には、それは誰が所有しているのかとか、どうやって調査
するのかなと思ったんです。だから、その場合には、区は、場所は特定して業者に提供し
ますというレベルなのか、それとも区が、変な話、登記とかを調べて、誰の土地なのかま
でやるのかという、そこの情報をどこまで提供するか、場合によってどの程度やるのかが
わからなかったので教えてくださいということだったんです。

みどり保全・創出担当係長 一旦指定すると長期間にわたりますので、原則としてはもう登
記簿謄本をとって、所有者であったりの確認は区でやらせていただきたいなと思っていま
す。

委員 区でわかる範囲までは調査をするということなんですか。

みどり保全・創出担当係長 存在、どこにあるかという意味なんですけど……。

委員 場所……。逆に言うと、業者さんはそういう調査はしないということでもいいんです

か。

みどり保全・創出担当係長 そうですね。

委員 わかりました。

みどり保全・創出担当係長 させないつもりです。

委員 現在保存樹木なんかだと、剪定であるとかお手入れについて若干区から補助があるんですけども、この名木百選もまた、そういう金銭的なというか、選ばれたら、手入れをするのに補助があるとか、そういうこととは関係あるんですか。

みどり保全・創出担当係長 以前の制度もそこまでは考えていなかったわけですけども、合わせ技というのがあるんです。保存樹がそのまま名木百選になっているものももちろんございますけれども、名木百選は、今のところですけども、特段補助対象とは考えておりません。

委員 お名前とか.....。

みどり保全・創出担当係長 今後なんですけれども、看板を立てるとか、今現在も看板は存在しているんですけども、周りの人とその木を囲んで、みんなで鑑賞いただく名誉ということで制度は成り立っているように考えております。

委員 そうすると、個人宅で選ばれてしまうと、見に来た人がごみポイとかいうこともゼロではないとか、静かな環境を荒らされるとかという場合もなきにしもあらずなんですけれども、5 - (1) - の推薦を受けた樹木所有者というのは、現在、例えば都立園芸高校なんかも指定されていると思うんですけども、法人とか、学校とかとなった場合は、氏名、住所というのは法人と代表者名みたいな感じになるんですか。

みどり保全・創出担当係長 そうですね。必ずしも常時開放というイメージはしていなくて、今のところですけども、学校なんかは特にセキュリティの問題もございますので、年中いつでも見られるというのが本来望ましいんですけども、一般開放の日があったり、そういうときにぜひ見ていただければありがたいかなと思ってはいるんです。桜小学校のオオアカガシように外から見えるものなら助かるんですけども、中に入らないと見えないものも数多いと思うので、例えば都立高校なんかは多少中に入らないと全く見えないと思いますので、その場合は開放のときにぜひ見ていただければと思うんですが。

委員 5 - (1) - というのは個人と法人の両方があるという理解でいいですね。

みどり保全・創出担当係長 そうですね。おっしゃるとおりです。

委員 先ほどの委託先の話に戻りますけれども、今、御紹介のあった会社というのはどの程

度の規模の会社なんでしょうか。例えば社員が何名ぐらいとか……。

みどり保全・創出担当係長 日常的に連絡させていただいている樹木医がおったり、大学の非常勤講師を務めるような者も含めて今4名で活動していただいているんですけども、ごめんなさい、社員、会社の規模自体は……。

委員 10番に「社内規程が定められ、社員教育が徹底されているなど、個人情報保護の管理体制が確立されている」とされていますけれども、これはどのような形で確認を……。例えば社内規程のコピーを提出させたとか……。

みどり保全・創出担当係長 おっしゃるとおりです。情報セキュリティ管理基準という規程と特定個人情報保護の取扱規程も設けており、ヒアリングもさせていただきました。

委員 わかりました。

会長 ほかに御質問ありますでしょうか。 ないようでしたら、お諮りします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第800号については異議なしと認めます。

諮問第801号

会長 次に、諮問第801号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明いたします。

資料の13ページをごらんください。「生活保護業務」における外部委託印刷データの伝送に伴う外部の電子計算機との回線結合について(受託事業者との印刷データの伝送システムの利用)でございます。

次の14ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、各総合支所保健福祉センター生活支援課でございます。

審議のポイントは、お配りしているクリアファイルの中の7番の回線結合でございます。

それでは、所管課を代表して、世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課より説明いたします。お願いします。

世田谷総合支所生活支援課長 諮問第801号につきまして御説明させていただきます。

まず、1の回線結合する理由でございますが、生活保護業務に私ども携わらせていただいておりますが、各種通知書、帳票の印刷業務等を委託により実施してございます。それ

を実施するに当たって、受託事業者との印刷データの受渡を電磁的記録媒体（MO及びフロッピーディスク）により行っておりますが、これを平成31年1月からは、L G W A N回線を利用して行うことから、区の電子計算機と受託事業者の電子計算機を回線結合する必要性が生じることに伴い、諮問するものでございます。

その下の＜L G W A N回線によるデータ伝送の方法＞につきましては、16ページに図が記載してございますのでご覧いただきたいと思います。区と受託事業者間でデータ伝送専用サイトを開設いたしまして、そこに区が印刷データをアップロードし、事業者は専用サイトから印刷データをダウンロードして業務を行うという方法でございます。

次に、2の回線結合の相手方、3の諮問の趣旨は、こちらに記載のとおりでございます。

4の対象となる個人の範囲につきましては、生活保護の被保護者及び被保護者であった者等ございまして、件数は、次の15ページの冒頭、5の回線結合する個人情報の項目及び件数（個人情報の項目は別紙2のとおり）に記載のとおりでございます。

6番の回線結合の方法は、先ほど御説明した1、回線結合する理由のとおりでございます。

7の相手方の個人情報の保護管理体制につきましては、区の情報セキュリティポリシーに基づきまして「電算処理業務委託契約の特記事項」を遵守しまして、「個人情報の保護に関する法律」を初めとする関連法令等に加え、事業者の社内規程を定めて遵守していることを確認することで、個人情報の適切な保護と利用に努めているものでございます。

8の区の個人情報の保護管理体制に従いまして、情報セキュリティ実施手順書を遵守するものでございます。

9の回線結合の開始時期につきましては、平成31年1月より実施することとしておりますが、冒頭に記させていただいておりますように、こちらの回線を利用したデータ伝送に対応できる業者が現状少ないということでございまして、これに対応できない業者が選定されました場合は、次回以降の契約から導入することとさせていただければと存じております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

委員 今説明いただいた中で16ページに現行と変更を行った後を図画で示されておりますけれども、これまでは、MOとかフロッピーディスク等でやっていた授受を伝送化という

か、L G W A N - A S P 事業者が専用サイトをつくってL G W A N でつながり、そこから向こうの事業者はI P - V P N でとっていくという流れに切り替えるよという話だと思うんですけども、L G W A N そのものは行政専用の回線ですよ。だから、I P - V P N の場合には仮想専用回線ではありますが、もちろん行政専用回線ではない。それがL G W A N - A S P 事業者の専用サイトを仲介する形で、ここのつながりがどのようなルールによって行われるのかを教えてください。

世田谷総合支所生活支援課長 回線の方法ということでございます。おっしゃられたようにL G W A N は総務省の管轄になるかと思いますが、基本的には行政専用のネットワークとなりますので、民間がすぐにそこにつながるということではございませんので、これには所定の事前審査があると聞いております。その事前審査を経て、L G W A N につきましてはアプリケーション・サービス・プロバイダ（A S P）として登録する、それによって民間事業者が回線を利用できるようになるということでございます。

なおかつ、事業者がアップロードした後、このデータはここからは消えるような形と聞いております。これは附帯的な情報ですが、そのような形で、事前審査を通った事業者がそこに入ってくると御理解いただければと存じます。

委員 L G W A N 対応の業者はまだ少ないというお話なんですけれども、事業者を選定するときの優先度を知りたいんです。L G W A N 対応が一番優先度が高くて、そういう業者が応募してきたら、そこをまず確保というか、その中からということなのか、総合的にいろいろな選ぶ要素の1つなのか、そこが1点と、もう1点、そうではない業者の場合は、次回以降L G W A N 対応ということをやりたいと思いますが、次のときに対応していないと契約解除になるのか、それとも努力義務みたいなものなのか、その2点を教えてください。

世田谷総合支所生活支援課長 まず、基本的な考え方ですが、いわゆる競争入札の中でL G W A N をとっている、とっていないということで縛ることはしないという意味で、こういう記載をさせていただいております。ですから、2点目に関することですが、L G W A N をとっていないから、そこで排除するとか、あるいは契約を解除するというわけではないです。

委員 1回契約した後に、次の契約でL G W A N 対応になるようにというふうに今のお話では.....。

保護・自立促進担当係長 私から今の御質問について回答させていただきます。入札と封入

封緘の事業者につきましては年間の単価契約を行っておりますので、1年ごとの競争入札を想定しています。現在も1年ごとに入札で決めておりますので、課長がお答えいたしましたとおり、LGWANを使うこと自体が1つの内容ではありますけれども、それで縛るものではありません。ですので、次の年度もその業者が応札できれば、その業者で行っていききたいと思います。

委員 単価優先というか.....。

保護・自立促進担当係長 そうですね。

委員 ちょっと教えていただきたいのですが、17ページの別紙2の医療券と介護券の中にある「第三者行為の有無」とはどのようなことでしょうか。

保護・自立促進担当係長 医療券、介護券そのものは医療扶助、介護扶助を適用する際に、医療機関若しくは介護機関が請求のために必要な書類なんですけれども、そこに第三者行為の有無を書く、特に第三者行為がある場合、交通事故の被害なんかを想定しているんですけれども、そういうことがあると、損保会社とのやりとりなんていうのも発生してきますので、そういったことを想定して、必要なときに書きますということで、個人情報として記載させていただいております。

委員 情報との関係で、対象となる個人の範囲で、現在生活保護を受けている方はわかるんですけれども、被保護者であった者というのは、具体的にはどの情報が提供されるのかがよくわからなかったんですけれども、それは17ページで言うとどれになるのでしょうか。

世田谷総合支所生活支援課長 生活保護の廃止後も、未請求でした医療券、介護券を送付することも当然ありますし、催告書におきましては引き続き返還請求を行っていきますので、そういったことが想定されます。

委員 催告書は当然それが想定されるのかなと思ったんですけれども、さっきも言った医療券とかの場合もあり得るという認識でよろしいですね。

保護・自立促進担当係長 そうです。あと廃止後、生活保護受給期間に入院していたなんていいますと、要否意見書の記入も依頼いたします。

委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 4番の対象となる個人の範囲で、生活保護の被保護者及び被保護者であった者等というのは、例えば第三者の連絡先とか、そういうことですか。この等ではどなたの個人情報が必要なのか、教えてください。

世田谷総合支所生活支援課長 基本的には、今お話ししたように、債務債権が発生した後、

ここで想定しているのは、やはり被保護者の相続人宛てに請求させていただきますので、基本的にはそれを想定しております。

委員 先ほどのL G W A N回線に対応できる事業者か否かによってという話が出ましたけれども、入札を行う際には、あらかじめ対応できるものに限るとか、そういう条件づけはしないよという話でしたよね。ということは、年間の単価契約ということは、一般競争入札で行った場合、場合によってはその時々により伝送、いわばL G W A N対応可能でないものがあらわれることは想定されるということなんでしょうか。というのは、今回、伝送化に伴ってこういう回線結合を行うという審議案件がかけられておりますけれども、これは年間単価契約ですから、年間契約で行うわけです。ということは、ある年はデータ伝送にかなう、ある年はかなわない、従来どおりの形というものをずっと繰り返すということも想定されるんですか。

世田谷総合支所生活支援課長 ほかの国民健康保険でも同じような事案かと思うんですが、総務省がこれを普及させた暁には、ある程度の期間で……。ちょっとそこら辺はエビデンスがないんですけれども、一般的になればL G W A Nが通常になると思うんですが、……。現状は、移行期間ですので、何年間かとは申し上げられませんが、審議会を通った後、二、三年ぐらいはL G W A Nがないからだめよとは言えないのではないかと所管課では想定しております。

委員 わかりました。

会長 ほかにありますでしょうか。 ないようでしたら、お諮りします。本件について異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第801号については異議なしと認めます。

(2) 報告事項

会長 次に、報告事項になります。

報告第298号

会長 次に、報告第298号です。事務局の説明の後、所管課より説明をお願いします。

区政情報課長 恐れ入りますが、資料の巻末のほう、34ページをごらんください。報告第298号でございます。「交通環境の整備業務」におけるコミュニティ交通の利用意向に関

するアンケート調査票等の送付に係る外部委託の報告について（答申第1号の事前一括承認基準該当事項）でございます。本件は、外部委託の事前一括承認基準に該当する案件でございます。

水色の手引の228ページをお開きください。今回の報告事項につきましては、こちらの表の類型5、通知書等の封入封かん委託に該当するものでございます。

所管課は、道路・交通政策部交通政策課でございます。

それでは、交通政策課より説明いたします。

交通政策課長 それでは「交通環境の整備業務」におけるコミュニティ交通の利用意向に関するアンケート調査票等の送付に係る外部委託の報告について（答申第1号の事前一括承認基準該当事項）御報告いたします。

1につきましては、類型5：通知書等の封入封かん委託でございます。

委託の件名といたしましては、世田谷区公共交通不便地域対策調査・検討支援業務委託でございます。

委託の内容でございますけれども、これまで区では世田谷区交通まちづくり基本計画の中で、鉄道駅から500メートル、バス停から200メートル以上離れているエリアを公共交通不便地域として定義いたしまして、これまでバス事業者の自主運行ではございますけれども、10路線のコミュニティバスの運行支援に取り組んできたところでございます。しかしながら、区内におきましては細街路が多く、これまでのようにコミュニティバスなどの新規のバス路線を導入していくことが困難となり、新たな取組みに関する検討が必要との考えから、平成28年度より公共交通不便地域対策に取り組んでまいりました。昨年度より砧1丁目から8丁目の区域をモデル地区として選定いたしまして、これまで地元勉強会を5回開催するなど、地域住民と協働による調査研究を進めてまいりまして、このたびコミュニティ交通のルート案を作成するに至りました。このルート案をもとに、区民の利用意向や利用区間等の需要を把握することを目的に、コミュニティ交通の利用意向に関するアンケート調査を外部委託により実施したところでございます。実施に当たりましては、住民基本台帳から無作為抽出した区民を対象に調査票を送付するため、調査票の封入封緘及び発送業務を外部委託にて行っております。

なお、発送等に係る業務の流れでございますけれども、委託先事業者が、区から受け取った宛て名ラベルを封筒に貼付し、調査票及び委託先事業者宛ての返信用封筒を封入封緘後、直接発送しており、本調査は無記名のアンケート方式で実施しております。

4番の対象になる個人の範囲でございますけれども、モデル地区在住の20歳以上65歳未満、65歳以上それぞれから、無作為に抽出した1,500名、計3,000名でございます。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数でございますけれども、個人情報の項目といたしましては、区から委託先へ提供するものとして、氏名、住所、年齢区分のみでございます。委託先が本人から収集するもの及び、区及び本人以外から委託先へ提供するものは、ございません。件数につきましては3,000件です。

6番の委託先でございますけれども、セントラルコンサルタント株式会社でございます。

7番の委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無でございますけれども、なしでございます。

8番の委託先の個人情報保護管理体制でございますが、(1)、(2)に記載のとおり、管理体制が確立されており、個人情報を含む文書は、施錠可能なキャビネットで保管されております。

9番の委託の条件でございますが、記載のとおりでございます。

10番の委託の開始時期及び期間でございますが、平成30年8月8日から平成30年9月10日までとなっております。

報告は以上でございます。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

委員 無記名のアンケート方式ですが、氏名、住所というのはどういうことなのか、わからなかったんですけれども。

交通政策課長 今回、無作為抽出で砧エリアの方から3,000名抽出しています。その抽出した方にアンケート用紙を入れたお手紙を発送しておりますので、住所と名前が必要になってくるということでございます。

会長 ほかにありますでしょうか。 ないようでしたら、報告第298号を承認いたします。

(3) その他報告事項

会長 次に、その他報告事項に移ります。

諮問第792号の取下げについて

会長 それでは、事務局より報告をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明いたします。

資料の37ページをごらんください。その他報告資料No.1でございます。諮問第792号の取下げについてでございます。こちらは事務局から御説明いたします。

本件は平成30年8月に開催されました前回の情報公開・個人情報保護審議会におきまして諮問した内容でございます。「男女共同参画推進業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について（世田谷区DV相談専門ダイヤル業務の委託）でございます。本件については、区民からDVに関する相談や通報を電話で受け付ける業務を外部委託し、個人情報を取り扱わせることを想定し、審議会に諮問いたしました。内容は、転送機能を併用することで、区内5カ所の子ども家庭支援センターに相談をつなげるものであって、転送機能によらない相談の通報は、電話で委託業者が内容を聴取した上で、人権・男女共同参画担当課に報告させるというような内容でございました。

この間、前回の審議会に諮問したわけですがけれども、個人情報の取扱いについて、審議会での御意見を踏まえまして、人権・男女共同参画担当課では再度事業内容について検討した結果、委託先事業者については、上記のような相談があった場合であっても、全ての場合において転送機能を使用して担当の子ども家庭支援センターにつなげることに仕様を見直しまして、個人情報を取り扱わない委託内容としたものでございます。以上のことから、今回諮問を取り下げることになったものでございます。

説明は以上でございます。

会長 ただいまの件について質問がありますでしょうか。 よろしいでしょうか。

(4) 審議事項

会長 ないようでしたら、次の諮問事項に移ります。諮問第802号に戻ります。

諮問第802号

会長 次に、諮問第802号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 事務局から説明いたします。

資料の18ページをごらんください。「若者支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について（希望丘青少年交流センターに係る運営業務委託）でございます。

次の19ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、子ども・若者部若者支援担当課でございます。

審議のポイントは、3番の外部委託でございます。

それでは、若者支援担当課より説明いたします。

若者支援担当課長 それでは、諮問第802号「若者支援業務」における外部委託に伴う個人情報保護の措置について（希望丘青少年交流センターに係る運営業務委託）の御説明をさせていただきます。

資料をごらんください。まず1、委託の件名は、希望丘青少年交流センターに係る運営業務委託でございます。

次に2、委託の内容でございます。世田谷区は、基本計画において若者が力を発揮する地域づくりを重点政策の1つに掲げております。その実現に向けて、若者が主体的に交流や活動を広げていくことができる地域の拠点として青少年交流センターを運営・整備していくとしております。現在、青少年交流センター池之上青少年会館と野毛青少年交流センターの2つのセンターを運営しておりますが、このたび区内に3カ所目の青少年交流センターとして来年の2月に希望丘中学校跡地に希望丘青少年交流センターを開設いたします。この設置趣旨は、世代を超えた出会いや交流の機会を積極的に創出し、若者自らの主体的な活動を通して、自立と成長を促すとともに、若者の社会への参加・参画、協働の意識を醸成することにあります。その実現に向けて運営業務を外部委託により実施するものでございます。

委託する内容につきましては、記載のとおりでございます。

また、22ページに施設の概要を、これはリーフレットですが、若者向けに説明するチラシを添付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

3の諮問の趣旨は、記載のとおりでございます。

次のページをおめくりください。4、対象となる個人の範囲は、若者の利用登録者、地域の協力者でございます。

5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数は、まず、区から委託先へ提供するものとし、若者の利用登録者に関しましては、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、職業・職歴、学歴、勤務先又は学校名・学年、団体加入の有無、所属する団体の名称、地域活動状況、活動希望内容、相談内容でございます。地域の協力者に関しましては、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、職業・職歴、学歴、勤務先又は学校名・学年、団体加入の有無、所属する団体の名称、地

域活動状況、活動希望内容、相談内容、協力内容でございます。区から委託先へ提供するケースは少ないと考えておりますが、希望者から直接区に参加又は協力の連絡があった場合などに、御本人の意向を確認した上、委託先に提供することを想定しております。また、委託先が本人から収集するものも区から委託先へ提供するものと同様の項目を考えております。

件数につきましては、若者の利用登録者が年1,000人、地域の協力者が年500人程度の見込みでございます。

6の個人情報を取り扱う場所は、希望丘青少年交流センター及びその他区長が指示する場所でございます。

7の個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無、8の委託先との個人情報の授受の方法、9の委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無、10の委託先の個人情報の保護管理体制、11の委託の条件は、記載のとおりでございます。

12の委託の開始時期及び期間は、平成31年2月より継続して行う予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

委員 ちょっと教えてください。これも今のお話の中で、区に申込みがあった場合については、本人の意向を確認した上で委託先へ提供しますよという話がありましたけれども、原則は御本人さんが委託先である運営事業者に申し込むという形が基本だということですね。

若者支援担当課長 そうでございます。

委員 もう1つはそもそも論なんですけれども、ここで若者とくくっている表現の場合、利用可能な若者の年齢要件というのは幾つになっているんでしょうか。

若者支援担当課長 年齢としては39歳までを若者と捉えておりますので、39歳までが若者の利用者でございます。

委員 実は希望丘青少年交流センターの近くにいるので、特にこの情報はすごく聴いていたんですけども、若者の利用登録者というのは、一般に利用していく人たちを想定しているかと思うんです。間違いはないですか。

若者支援担当課長 はい、そうです。

委員 地域の協力者というのは、要はあの近辺、ないし世田谷区に住んでいる方で、あそ

この運営というか、いろいろな催し物をするときに協力してくださる方を想定しているかと思うんですけども、間違いはないですか。

若者支援担当課長 もちろん近隣の方が多くの協力者かと思えますけれども、全区施設でございますので、全区から様々な経験をお持ちの方ですとか、様々な方が協力してくださると思っております。

委員 その場合なんですけれども、若者の利用登録者に質問する内容なんですけど、39歳までということで、職業とかというのはわかるんですが、職歴とか、学歴とか、地域活動状況まで聴く必要があるんでしょうか。

若者支援担当課長 この中では様々な社会体験をしてもらうような事業も考えております。例えばその中で1つとして、職業体験をしてもらうようなプログラムを考えておりまして、その際には、これまでどんな職業だったかとか、これまでどのような学歴だったか、そんなところを聴くような場合があるかなということでこのように記載しております。

委員 それは利用者にもということですね。資料として、事前に利用者の方も全部そういう職歴とか、学歴とかをそこで聴いて、今後のセンターの運営に生かしていくというような……。

若者支援担当課長 利用者の場合もそうですし、また、逆に協力してくださる方についても様々な体験をお持ちの方がいらっしゃると思うので、そういった意味では職歴をお聴きするときもあるかなと考えております。

委員 例えば若者たちが音楽をやるとか、地域の行事に参加するとかを想定していいんですよね。そのときに協力者として地元の人が、例えばお祭りに参加だとか、そういったときに地域の協力者の学歴って必要なのでしょうか。何とか大学を出ていなくてはいけなとか、そういうことですか。何か食い違いがあるような気がするのですが、どうでしょうか。

若者支援担当課長 協力者について、全ての協力者の方から学歴、職歴を聴く必要はないと思っております。例えばその方が、おっしゃったように音楽ですとか、これについての講師をお願いしたいという場合、場合によっては職歴ですとかをお聴きすることがあるかと考えております。

委員 ちょっとよくわからないんですけども、趣味で何かをなさっていて、例えばオカリナを吹いているとか、何をしているとか、職歴は関係ないような気がするんですけども、どうでしょうか。

若者支援担当係長 その部分については、必要最小限の収集にとどめるという形にはしていかうと思っているんですが、例えば専門分野のプロフェッショナルの方に御協力いただいて、その方に講師になっていただいて、若者に体験していただくようなプログラムをやるときに、こういう講師の方なんですよという紹介をさせていただいたりとかいう部分のプロフィールをいただくときに収集させていただく。その必要最小限の情報を収集させていただくという形にしていきたいと思っています。

委員 何かの企画をされるとき、その都度聴くということですか。

若者支援担当課長 例えば音楽イベントをするときのチラシの中によくあります講師の方のプロフィールというのがありますが、あのイメージ、あの程度の、御案内するときに必要な最小限のプロフィールがあればいただくという感じです。

委員 最初に全部聴いてしまうのか、今回こういう行事をやりますよ、それに応募してくれる人というときに聴くということですか。

若者支援担当係長 協力者になっていただくときに、全てこの項目を収集させていただくということではなくて、この中の必要な部分のみ、それぞれ現況に応じて収集させていただくという対応をとっていきたいと思っています。

委員 チラシが22ページにあって、いつでも使える！、使い方は人それぞれ、基本的に若者は無料というのは、とても間口が広いのかなと思いきや、採用試験みたいな個人情報なんかを細かく記載してあるんですけれども、このうち、この施設に行ってみて、この施設を使うのにこれをお聴きしないとどうしてもここは使わせませんよという項目をまず教えてください。

若者支援担当課長 まず、若者の方が利用するときには登録していただくということを前提にしておりますが、ここで聴く、登録でいただく情報は、氏名と住所、電話番号、生年月日、勤務先、又は学校の名称とその所在地、以上をお聴きすることにしております。

委員 私が音楽のイベントなんかをやるときに、区立の施設を借りるときに、氏名、住所、連絡先を書くんですけれども、勤務先や学校名なんていうことは、今まで区立のホールとかを借りるときにはなかったんですけれども、これがないと、ここに入ることもできないということなんですか。

若者支援担当課長 こちらは、利用できる方としては、先ほどの若者の中では、在住、在勤の方としておりますので、それについて確認するものの提示は必要ありませんけれども、登録の際に記載いただくことにしております。ただ、利用するのにどうしても登録したく

ないという方もいらっしゃるかと思います。そういった方は、まずはビジター的に御利用いただくことも考えております。

委員 区立図書館を利用するときのようなイメージだったんですけれども、もうちょっと踏み込んだ勤務先や学校名等は、区立図書館を利用するときにはなかったと思うんですけれども、そのくらいを聴くのではだめなんではないかと思ったんです。

若者支援担当課長 在住か、在勤かということを確認するために、どちらに勤務していらっしゃいますか、学校はどちらですかという確認の意味で書いていただくことをこちらとしては考えております。

委員 住所はわかるんですけれども、勤務先とか、例えば、私、なので、商店とかとしたときに、それが実在するのかどうかというのは、大手どころだったらわかると思うんですけれども、確認のしようもないことですし、その辺が区民の感覚からすると敷居が高くて、ここはちょっと利用しづらいなという印象は持つんです。在住か、在学か、丸をつけるだけではだめなんではないか。

若者支援担当課長 もともと在住か、在勤、在学の方を利用条件としております。その中で、私どももどういう形で確認するかというときに、証明となるものをいただくのかということも中では考えましたが、御本人からそれなりにお申し出をいただければ、それで確認ということにしましょうということで、名称を入れていただくことにこちらとしてはいたしました。

委員 利用する立場の者としてお聴きしたいんですけれども、例えば利用者全員が記入して入館というか、そこまでされるわけですね、今のお話だと。その場合、例えば世田谷区以外から友達が来ましたとか、一緒に入る場合、その子が世田谷区在住でなければだめとかというのはないはずなんですよね、施設を利用するとき。そういういろいろな問題もあると思うんですけれども、そこら辺はどう考えているんでしょうか。

若者支援担当課長 やはりもともとは区民の施設ですから、世田谷区にお住まいの方、又は在学、在勤の方としておりますが、当然一緒にグループで来てくださる若者がいらっしゃると思うので、その方たちについてはビジターということで一緒に利用していただくことを考えております。

委員 下北沢のほうにあるものとかに行っているんですけれども、そんなに敷居は高くないんですよね。新しくつくられるということもあると思うんですけれども、もし本当にこういう趣旨をお考えであれば、もう少し敷居が高くないというか、もうちょっと入りやす

い、もうちょっと間口が広がるイメージが必要なのかな。特にあそこは位置的にもそんなに便のいいところではないので、多分地域の子どもだったりとか、中学生だったり、小学生だったりとかが主に活用していくと思うんですけども。

若者支援担当課長 3センター、条例は1つになっておりますけれども、ほかの2つについても今は、登録の際には同じ内容のものを書いていただいております。1度登録証を発行して、御利用いただいております。

委員 今の御説明を伺っていて疑問に思ったんですけども、20ページの5の委託で取り扱う個人情報の項目及び件数の、 にあります、委託先が本人から収集するものも含めてですけども、その場合に、先ほどから区民若しくは区内在住、在勤、在学ということが一定の縛りだよという話はわかるんですけども、所属する団体の名称とか、地域活動状況とか、活動希望内容 活動希望内容はわかりますけれども、今現に所属している団体の名称とか、活動状況とか、それも登録する際、既に2カ所あるものについても同じ項目だよというお話のようなんですが、これを登録の際の要件として収集する必要性があるのかな。だから、私はそここのところがよく理解できないんです。というのは、所属する団体の名称とか地域活動状況となると、そこにはいろいろな情報が含まれているわけですよ。ということは、そこまでオープンにというか、そこまで情報を提供しないと、いつでも使える！、使い方は人それぞれ、気軽に使えますよという、その施設利用に当たってもこれだけの項目を書き込まないと登録もできませんよというのはいかなのかなという感じが.....。

というのは、なぜかというと、例えば中学生、高校生の年齢だとか、あるいは普通にいろいろな交流をしたい、コミュニケーションをとりたいという方はあれでしょうけれども、もう1つ、今、大きな話題となっているひきこもりの方なんかも、やっぱりいろいろな意味での生きづらさを抱えている若者なんかの支援ということも多分これは想定をしているんだろうと思うんですよ。その場合に、そこで明らかにしたくない、今はまだ知られたくない、そういう情報をお持ちの方も当然いらっしゃるわけですね。例えばここにある、所属する団体の名称、地域活動状況というふうなものを一律に書き込ませることになると、それが1つのハードルというか、敷居が高くなって、登録することもちょっとためらう。ちょっと顔を出して、いろいろな形で交流したいと思って出かけても、入り口で戸惑うという方もいるのではないかなと思ったものですから、その辺の配慮はどうなっているのか、確認したいんです。

若者支援担当課長 まずこの資料がわかりづらくて申しわけないのですが、登録の際に出してお書きいただくのは、先ほど申しあげました氏名、住所、電話番号、生年月日と勤務先、学校の名称です。ここにつらつらと書いてございますのは、そのほかに、登録の際だけではなくて、例えば講座に申し込むだとか、イベントに申し込むといったときにいただくものもありますよということで、全部総称して入っておりますので、例えば所属する団体の名称というのは、バンドイベントをするので募集しますといったときに、所属するバンド名を一緒に出していただくとか、そんな想定であります。

それから、今確かに生きづらさを抱えた若者たちの利用もきっと一定あるでしょうと考えております。やはり名前も知られたくないし、学校も知られたくないしということもとても多いかと思えます。先ほど申しあげたビジターというのも、登録しないと絶対に一步も入れませんよということは必ずしも考えておりませんで、そういった場合も、まずはビジターとして御利用いただこうと考えております。その中で青少年交流センターの職員がかかわりながら、生きづらさを抱えた若者に少しずつ寄り添う形で関係性をつくっていければよいのかなと考えております。そういった利用の仕方もしていただこうと考えております。

委員 今の御説明を伺った上で、区から委託先へ提供する項目の中に必須項目とそうでない項目とがありますよという説明なんですけれども、審議会にかけられて、利用登録の場合にはこれこれ、こういう項目を書き込んでいただいて、それを委託先、運営事業者に提供しますよという話なものですから、今のやりとりの細かな機微については、一旦この審議が通って、認められれば、その項目内容についての扱いに差等はないわけですよ。だから、そのこのところを私は気にしたわけなんです。私は、基本的には、登録に当たって必要最小限というか、個人情報についてはできる限り絞るとというのが個人情報保護条例の基本的な原則だと思えますので、そこを踏まえての対応をぜひお願いしたいなと思えます。

会長 どういうものでしょうかね……。

副会長 在住、在勤、在学だけは必須としたらよろしいのではないですか。それ以外は、場合によって、聴いたり、聴かなかったりすると。さっきの図書館なんかは必ず住所、証明書を出すと思うんですよ。これは出させないんでしょう。

若者支援担当係長 出さないです。

副会長 申告だけでやるから在学とか在勤が必要だという位置づけなので、そうしたらどうでしょうか。

会長 これは外せませんか。特に2行目、学校名、学年くらいまではいいんですが、団体加入の有無、所属する団体の名称、地域活動状況 活動希望内容はいろいろなものがあるのだったらいいですけども、ここら辺がいろいろなものを……。後で活動の中で出てくるとい意味で書いてくれたのだと理解しましたがけれども、ここにこう出てしまうと、登録用紙があって、項目がバーって並んでいるのではないかというイメージなんです。そうではないのであれば、これは外せないですか。

若者支援担当係長 例えば個人利用の方と団体で予約して使うというケースがありまして、団体で予約を入れるときには団体のお名前を申請書に書いていただくことがあります。それは個々、1利用ごとに申請書を書いていただくのがあって……。

会長 団体でもあるのか……。そういう意味なんですか。

若者支援担当係長 はい。

委員 グループ名とか、そういう形の意味合いですよ。

委員 イベント、タイトルですよ。

若者支援担当係長 団体名。例えば青少年の団体で、ボーイスカウトとかがこの施設の調理室を使って何かをやりたいというときには、どここのボーイスカウトですという団体名を書いていただくという形になります。

委員 さっきのバンド名を書くのと今のボーイスカウトというのでは落差があって……。

若者支援担当係長 基本的には青少年団体とは何かというのが条例に定義されていて、5名以上の団体となっておりますので、例えば区内の高校の軽音楽部で活動されているバンドの方が複数名、5人以上いて、その方が調理室を使いたいみたいな形になったときには、そのバンド名で予約していただいて、御利用いただくこととなりますので、基本的には同じ団体でとれます。

委員 既にやっている話だと思しますので、私も変更したほうが良いとは思いますが、変更するとなると、この諮問自体を出し直していただいて、3館全部共通の新しい個人情報取扱いの諮問を出していただく必要があると思うんですけども、もしそれができるのであればそうしていただいて、その際には、1つは若者の利用登録者を必須項目と任意項目に分けるとか、あるいは全く別の考えだと、若者というよりも、個人利用登録者と、団体利用登録者と、利用者という新しい項目をつくって項目を区別するとか、そういうことが必要になってくると思うんですよ。そうでなければ、現状でも既に運用上やっけていて問題が生じていないと言うのだったら、条件を付して承認するか、そういう区分

けしかないのかなという気はしますけれども、どちらがスムーズなのか……。

委員 同じように、審議の内容がちょっと錯綜しているような気がして、それは結局、最初に利用する方が利用登録すべきもので情報収集するものと、実際にイベントの方なりがやるときに出す、例えば利用証みたいな紙が多分別途あると思うんです。今議論しているのは、最初の段階の利用登録なのか、後の話なのか、がまずよくわからないということと、多分そこは、実際ほかの館で運用されているときも、やっぱり最初に利用するときはこのものを登録されていますので、実際に、じゃ、例えばボーイスカウトでこういうことをやりますといった利用票みたいなものがある、それはこういうものを書いていますという形で見せていただくと、審議が整理できるのかな。

もう1つ気になったのは、逆に協力者の情報をここまでとる必要があるのかというのは、今の議論の表裏だと思ったんです。というのは、利用する方が最初にこういうものを登録してもらうことはあると思うんですけれども、逆に協力者なのか、イベントか何かを主催する方なのかはわからないんですけれども、その方はどこまで必要なのかというのが今の議論ではよくわからないのと、もう1つ、ここに「相談内容」と書かれていて、ここは相談施設ではないので、そもそも相談内容が入るのがわからなかったんですけれども、その辺はもう少し整理をしていただくという条件なり、最初のところはこの項目、後の項目はこういう項目として、区が利用者団体からこういう情報をとって、実際の施設に情報提供するわけですから、それはもちろん必要だと思うんですね。審議していただいて、こういうものを許可しますというのは我々でやる必要はないんですけれども、今みたいにどれがどれだかよくわからない状況下で審議して、承認しますというのは逆に難しいのかなと感じたんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

会長 まず、他の2館は今まで、もう何年かは経験があると思うんですが、その登録、その後の活動で個人情報保護の観点から何か問題がありましたか。

若者支援担当課長 特に問題はありませんでした。今御説明しました内容の登録時に、勤務先、学校名を含め実際に出していただいています、それはそのまま、特に問題なくいただいております。また、その後、実際にグループで活動する、イベント参加の申込みのために、利用登録者でありながら、かつ団体として参加申込書を出していただいているわけですが、それについても戸惑いだとか大きな問題はなく、進んでおります。

会長 これはもう1回出し直してもらえないですか。最初に登録すべき事項、そして活動の経過で活動内容とか、そのようにでもしてもらわないと。ただ、団体もあるんでしたよ

ね。だから、そこらをどのように収集していくかということ。

若者支援担当係長 団体は登録ということではなくて、1利用ごとに申請していただいて、そこで団体名を書いていただくという形になります。

会長 そこには5人以上の個人名は入らないんですか。

若者支援担当係長 個々の人数全員を書いていただくことはしないんですが、代表者の方のお名前と連絡先はいただく形になります。

委員 これは3館目ということで、既に2館についても同じ項目だという話なので、確認の意味で伺いたいんですけれども、池之上青少年会館、野毛青少年交流センターと今回の3館目。これは運営業務を委託するという話なんですけど、前の1館、2館の今の運営形態はどのような形なんでしょうか。

若者支援担当課長 池之上青少年会館は直営でございます。野毛青少年交流センターは委託として行っております。

委員 委託はどのような委託ですか。例えば指定管理者であるとか.....。

若者支援担当課長 運営委託でございます。指定管理ではありません。

委員 ということは、少なくとも、2館と同じだと言うんだけれども、1館目は直営でやっている、2館目は業務委託、今回の3館目も業務委託なので、運営形態がそれぞれ微妙に違うわけで、恐らく1館目と3館目は違うわけだから、2館とも同じようにやってきたんだから、これも同じようにというのはちょっと.....。いわば扱うデータ、個人情報を収集して、それを 直営は区がやりますからいいんですけれども、2館目、3館目については運営事業者がずっと持ち続けるわけですね。だから、そのことも含めて私は、必要最小限の項目に絞るという原則から見ても、次回もしお出しになる場合でも、そこを念頭に置かれた上で提案いただきたいなと思います。

会長 区政情報課長、どうでしょうか。

区政情報課長 今の御議論ですと、データベースとして利用登録したときに、申し込まないと利用が開始できないものと、開始した後にその場において、いろいろな事業を展開する上で、そのイベント性に基づいて付随して収集するものと、2段階あるかなという感じがしましたが、そこら辺を場合分けして個人情報の項目の内容を整理して、再度諮問なのか、条件つきで事後報告なのかは御議論いただきたいところなんですけれども、そういった場合分けをすれば、よりわかりやすいのかなと思っております。

会長 これの開始は2月なんですよね。次回は12月なんですけど、そこにもう1回整理した形

で出していただけませんか。登録の場合の個人情報、活動した後のどういう内容が入るか。全部を挙げる必要は僕はないと思うんですが、一括して全部入ってしまっているのので、協力者なんかも本当にこれだけ必要なのかとか、いかがなものでしょうか。

若者支援担当係長 今回の御指摘で対応するとすると、利用登録のときに必要な項目。先ほど委員にお答えした項目をくりぬいて、切り出していくぐらいしか想定できないんですが、それでよろしいですか。

会長 あと、活動後、こういう項目も入ってくると。そのようにやっていただけると、混乱もなくいくかなとは思いますが、いかがなものでしょうか。

委員 もし出し直していただけるのであれば、実際に2館目で運用されている、例えば登録証なり、申込書なりをサンプルとして出していただくとわかりやすいかと思うので、できれば資料としてそういうものを添付いただくとありがたいかと思います。いかがでしょうか。

会長 お願いします。

それでは、申しわけないんですけれども、次回、優先的に審議しますので、項目を整理して、できれば資料も添付していただければ審議しやすいかと思しますので継続ということにしてください。

若者支援担当課長 わかりました。ありがとうございました。

会長 それでは、諮問第802号は継続審議ということにいたします。申しわけありませんが、よろしくをお願いします。

諮問第803号

会長 次に、諮問第803号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 事務局から説明いたします。

資料の23ページをごらんください。「国民健康保険業務」における外部委託印字データ及び簡易書留発送引受番号データの伝送化に伴う外部の電子計算機との回線結合について（受託事業者との印字データ等の伝送システムの利用）でございます。

次の24ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、保健福祉部国保・年金課でございます。

審議のポイントは、7番の回線結合でございます。

それでは、国保・年金課より説明いたします。

国保・年金課長 諮問第803号について御説明いたします。

本件は、区と受託事業者との間で行っている印字データ等の受渡しを、U S Bメモリーからデータ伝送による受渡しにするために諮問するものでございます。

1の回線結合する理由でございます。国民健康保険業務におきましては、被保険者証や高齢受給者証への印刷業務等及び被保険者証の発送に必要な簡易書留引受番号データの作成を外部委託しております。現在、受託事業者とのデータの受渡しはU S Bメモリーによって行われておりますが、この受渡し方法を平成31年度からはL G W A N回線を利用したデータ伝送により行うことで考えてございます。ただ、L G W A N回線を利用したデータ伝送に対応できる事業者は少ない状況にございますので、入札によって選定された事業者がL G W A N回線を利用したデータ伝送に対応できない場合は、次回以降の契約ということで考えてございます。データ伝送により行うことによりまして、印刷データ等の搬送時間を短縮できることがございますので、これまでに比べてより迅速に、保険証等への印刷や発送作業、簡易書留引受番号データの受取りができるようになります。

ここで< L G W A N回線によるデータ伝送の方法 > について御説明いたします。恐れ入ります。26ページの別紙1をごらんくださいませ。現在は別紙1の上の方法で、区で作成いたしました印刷データをパスワードをかけたU S Bメモリーに格納し、受託事業者が区から受託事業者の工場まで車で運びます。その後、印字、発送業務が終わりましたら、受託事業者がU S Bメモリーを区まで返却に来ております。平成31年4月以降は、別紙1の下部の流れで考えてございます。まず、L G W A N - A S P事業者が区と受託事業者の間にデータ伝送専用サイトを開設します。区は、作成したデータをL G W A N回線を通じて専用サイトにアップロードします。アップロードしたデータを受託事業者がI P - V P N回線を通じて専用サイトからダウンロードし、印字、発送業務を行います。受託事業者は、作成した簡易書留引受番号データをI P - V P N回線を通じて専用サイトにアップロードいたします。アップロードしたデータは、区がL G W A N回線を通じて専用サイトからダウンロードし、区民からのお問い合わせ等に対応させていただきます。

なお、印刷データ等は、ダウンロード後、専用サイトから削除される仕組みとなっております。

恐れ入ります。24ページにお戻りください。2の回線結合の相手方は、受託事業者でございます。

隣のページをごらんいただきますと、3の諮問の趣旨でございますが、記載のとおりと

なってございます。

4の対象となる個人の範囲は、世田谷区の国民健康保険の被保険者及びその世帯主でございます。

5の回線結合する個人情報の項目及び件数（個人情報の項目は別紙2のとおり）です。個人情報の項目は27ページの別紙2に記載してございますが、ここで大変申しわけございませんが、国民健康保険被保険者証印字データの個人情報の項目に「適用開始年月日」の追記をお願いしたいと存じます。件数につきましては25ページに記載のとおりでございます。

6の回線結合の方法は、24ページの1、回線結合する理由に記載のとおりでございます。

7、相手方の個人情報の保護管理体制及び8、区の個人情報の保護管理体制につきましては、記載のとおりでございます。

9の回線結合の開始時期は平成31年4月の予定でございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、入札によりL G W A N回線を利用したデータ伝送に対応できる業者が選定されなかった場合は次回以降ということで、契約を開始したいと考えてございます。

説明は以上でございます。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

先ほどと似た案件なんですけれども、よろしいでしょうか。 ないようでしたら、お諮りします。本件について異議はありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会長 ないようでしたら、諮問第803号については異議なしと認めます。

諮問第804号

会長 次に、諮問第804号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明いたします。

資料28ページをごらんください。「寄附受領業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について（蹄鉄入り寄附者名入り平板ブロック製作委託）でございます。

次の29ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、都市整備政策部都市デザイン課でございます。

審議のポイントは、3番の外部委託でございます。

それでは、都市デザイン課より説明いたします。

都市デザイン課長 それでは、御説明させていただきます。

委託の件名は、ただいま御説明させていただいたとおりでございます。

2番、委託の内容でございます。上用賀でございますJRA馬事公苑が東京2020大会の馬術競技会場になることを受け、平成29年3月に馬事公苑界わいまちの魅力向上構想を策定し、まちの魅力向上に向けたさまざまな取組みを進めているところでございます。区では、この取組みに賛同していただける方から寄附金募集を今年の6月15日から始め、10月31日に募集締切りを迎えます。この寄附金募集はふるさと納税制度を使っており、3万円以上の寄附者のうち希望者には記念品として、実物の蹄鉄を埋め込んだ寄附者名入り平板ブロックを製作し、その平板ブロックを馬事公苑の最寄り5駅から馬事公苑までの道路・公園に敷設するという事業でございます。敷設する平板ブロックは、大きさがこちらのような縦横30センチメートルで、厚さが6センチメートルで、コンクリート製、ちょうど交差点などに敷かれている黄色い点字ブロックと同じ大きさでございます。この平板ブロックの中央部分に蹄鉄を埋め込み、寄附者のお名前を刻む部分は御影石とし、それを右上角部分に埋め込むものでございます。今後、この平板ブロックを製作するに当たり、区が取りまとめた字彫り希望者の文字データを記録した電磁的記録媒体を委託先事業者に渡し、寄附者名の字彫り作業を含む蹄鉄入り平板ブロック製作に係る業務を外部委託するものでございます。

3、諮問の趣旨でございます。先ほど御説明した平板ブロック製作を外部委託することに伴い個人情報を取り扱わせることから、条例第12条の規定に基づき諮問させていただきます。

4、対象となる個人の範囲でございますが、寄附者名入り平板ブロックの敷設を希望する者でございます。

5、委託で取り扱う個人情報の項目及び件数でございます。(1)個人情報の項目ですが、区から委託先へ提供するものとしたしましては氏名のみでございます。また、委託先が本人から収集するものはございません。

30ページにお進みください。区及び本人以外から委託先へ提出するものもございません。

(2)件数でございますが、約800件でございます。

6、7、8については、記載のとおりでございます。

9、委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無でございますが、ございます。寄附者名の字彫りは機械で御影石に彫り込みます。そのため、区から委託先に渡した文字データを機械に入れる作業がございます。

10、委託先の個人情報の保護管理体制は、記載のとおりでございます。

11、委託の条件でございますが、個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止、セキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させます。

12、委託の開始時期及び期間でございますが、平成30年11月7日から平成31年3月29日までを予定しております。

説明は以上でございます。

会長 ただいまの件について御質問ありますでしょうか。

委員 データの授受はUSBメモリーか、どういう形態でされるのでしょうか。

都市デザイン課長 CD-Rに焼いてお渡しいたします。

委員 終わった後のデータの扱いは……。CD-Rは簡単にコピーできると思うんですけども。

都市デザイン課長 返却はもちろんしていただきますけれども、お渡ししたCD-Rの内容をコピーしたりすることのないように、契約の段階で受諾させていただいております。

会長 ほかにありますでしょうか。 ないようでしたら、お諮りします。本件について異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第804号については異議なしと認めます。

諮問第805号

会長 次に、諮問第805号です。事務局の説明の後、所管課からの説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明いたします。

資料の31ページをごらんください。「健康推進業務」における外部の電子計算機との回線結合について(国民健康・栄養調査「栄養摂取状況調査」におけるオンライン調査回答の実施)でございます。

次の32ページからが諮問の内容となっております。

所管課は、世田谷保健所健康推進課でございます。

審議のポイントは、7の回線結合でございます。

それでは、健康推進課より説明いたします。お願いします。

健康推進課長 私からは「健康推進業務」における外部の電子計算機との回線結合について（国民健康・栄養調査「栄養摂取状況調査」におけるオンライン調査回答の実施）の御説明をさせていただきます。

お手数ですが、資料の1、回線結合する理由をごらんください。まず、国民健康・栄養調査とは、国が健康増進法に基づき、国民の身体の状態、また、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する調査です。毎年国が各自治体に調査を依頼し、実施するものです。世田谷区に対しても国は1から2地区、10から20世帯ほどを調査対象として指定されますが、同意が必要なため、協力いただける世帯はその中でも半数に満たない状況でございます。今回お諮りする事業の概要ですが、この調査の1つとして栄養摂取状況調査がございます。この調査実施を調査票は紙媒体ですが、これまでは回答を区が取りまとめた上で、調査の集計を担当する国立研究開発法人国立健康・栄養研究所が開発した栄養計算ソフト「食事しらべ」に区職員が調査票の回答内容を入力し記録したCD-R（電磁的記録媒体）を紙媒体である調査票とともに東京都へ提出し、さらに、東京都が都内分を取りまとめて厚生労働省に提出するという流れでございました。

しかし、このたび国は、この栄養計算ソフト「食事しらべ」をインターネットのウェブベースで各自治体職員が入力を行うことを可能にする改良版を導入したため、今年度の調査からこのウェブベースで各自治体職員が入力回答することとなりました。そのため、区の電子計算機とインターネット上の研究所の当該サイトを回線結合することとなりましたので、今回お諮りいたします。

2の回線結合の相手先ですが、調査主体は厚生労働省でございますが、健康増進法に基づき、国立健康・栄養研究所が当該調査の集計を担っていることから、インターネット上の研究所のウェブサイトを手先といたします。

3、諮問の趣旨は、先ほども申し上げたとおり、区の電子計算機とインターネット上の国立健康・栄養研究所のウェブサイトの回線を結合するため、世田谷区個人情報保護条例第18条の規定に基づき諮問いたします。

お手数ですが、次のページをごらんください。4、回線結合する個人情報の項目及び件数でございますが、（1）個人情報の項目は、記載のとおりでございます。また、国が指

定する地区、世帯で調査を実施しますことから、同意が必要なため、(2)の調査回答の入力件数は概ね10件程度です。

また、5、対象となる個人の範囲は、調査実施に同意が得られ、区へ回答いただいた区民といたします。

6、回線結合の方法は、区に設置されている電子計算機(事務用パソコン)とインターネット上の研究所のウェブサイトを、インターネット回線で接続いたします。

7、相手方の個人情報の保護管理体制につきましては、(1)通信の暗号化がなされていること、(2)調査用サーバの管理も記載のとおりでございますので、セキュリティ管理等の問題等はないものと判断しております。

また、8、区の個人情報の保護管理体制は記載のとおりでございます。

最後に9、回線結合の期間ですが、本年度は記載のとりの期間でございますが、以降、毎年この調査が実施される期間においても、同様の回線結合を行います。

御説明は以上です。

会長 ただいまの件について御質問ありませんか。

委員 ちょっと教えてください。これは、国から見るとビッグデータの1つのような印象なんですけれども、個人情報の項目の中で、地区番号、市郡番号、世帯番号、生年月日、性別と、氏名はない、消していますよという場合、世帯番号と地区番号、市郡番号がつながり、生年月日、性別となった場合、氏名は記述されていませんけれども、個人が特定されるということはどうなんでしょうか。

健康推進課長 国の指定で、世帯番号等についても区の世帯番号とかは使っておりません。あくまでも国勢調査をもとに国民生活基礎調査を行ったもので指定されるものなので、ビッグデータがかなり漏れたりとか、そういうことがない限りは、国でもそういうところを特定するような動きは全くないので、それは信頼して、私どもも協力しているところでございます。

委員 その関連なんですけれども、一般に国との関係でいくと、通常L G W A N、行政専用回線であるとか、あるいは一定の仮想専用回線(I P - V P N)とか、そういうものを普通考えるんですけれども、これは研究所のウェブサイト一般のインターネット回線でつなげますよという話なので、そのところが……。これは氏名が出ていないからいいのだよということなのか、あるいはセキュリティの対応。通信の暗号化というのは一応書いてありますけれども、行政機関同士、国と自治体との間でやりとりするときに想定さ

れるものとは異なって、一般のインターネット回線で行うという意味合いを教えてください。

健康推進課長 我々もそのあたりは、導入する情報、説明会等々、国に対して懸念していたところなので、今回こちらに諮問するに当たって向こうとも確認したところですが、まず健康・栄養研究所は厚生労働省の外部組織でございます。もう1点、今回の調査に関しては健康増進法に基づいて、この研究所が外部受託、外部組織としてやることも法的には明記されているという根拠があります。もう1点、セキュリティポリシーについてはどうなんだというところですが、向こうと確認したところ、こちらは厚生労働省の情報セキュリティポリシーに準じてやっているということ。我々も長年、今までは回線結合はしていないんですが、CD-Rという電磁的記録媒体も提供していた流れ、それから、この調査はこれまで20年間行っていますので、この辺の信頼性をやはり我々も注視して、これはもう国全体で行っていることから我々も安心し、信頼して行っているところです。

委員 そこは抜かりはないと思うんですが、国・省庁の外郭、あるいはその関連で時々いろいろな漏えいの問題とかが起こってきますので、そこのところがちょっと気になって、インターネット回線、一般の形でどうなのかなというのが懸念されたんですけども、一応国とも問い合わせして確認したということですね。

健康推進課長 はい。

委員 2番の回線結合の相手方なんですけれども、きょうやった 諮問第803号ですと受託事業者となっているんですが、インターネット上の研究所のウェブサイトといいますと、回線結合の相手方。どこにつながるかはわかるんですけれども、相手方の記載としてはどなたが責任者になるような感じですか。

健康推進課長 成果物の提出先なんですけど、健康・栄養研究所の栄養疫学・食育研究部国民健康・栄養調査研究室と明確に示されていますが、責任者のところまではちょっとまだ明確にはされていない。ただ、我々の業務は、今まで長年にわたって東京都経由でそこに情報を置いて、集約して流れていたんで、そこもウェブ上は変わらないとは思っております。

委員 何か起こったときにそこが曖昧だと、やはり安心が担保できないかなと思うので、もし後でもわかればお願いいたします。

健康推進課長 そうですね。わかりました。

会長 ほかにありませんでしょうか。 ないようでしたら、お諮りします。本件について

て異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、諮問第805号については異議なしと認めます。

(5) その他報告事項

会長 次に、その他報告事項に移ります。

高齢者名簿への警察への外部提供について

会長 事務局から説明をお願いします。

区政情報課長 それでは、事務局から説明させていただきます。

本日、机上配付いたしましたその他報告資料No.2、新聞記事でございます。こちらについて御報告をさせていただきます。資料についてはこの2部のみでございます。事実関係の報告になります。

御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、高齢者の個人情報のリストを、昨今の特殊詐欺被害の防止の観点から、各自治体において、警察からの外部提供の依頼があったときに、区から提供するというような内容で1枚目の横に大きなもの、8月28日の東京新聞では「新宿区、警察署に名簿」という内容でございます。これは65歳以上の区民に対して外部提供したというものですけれども、その記事の左側「世田谷・墨田区 本人通知せず」というような内容でございます。

どういう仕組みかといいますと、基本的には、個人情報を外部に提供するときは本人同意が必要になってきます。その本人同意をとるに当たって、一定の基準を満たしたものの、考え方が合致しているものについては、世田谷区は事前一括承認基準で認めておりまして、それがこちらの水色の本の223ページ、224ページ。223ページの類型7番になりますけれども、区民の生命、身体、健康又は財産の安全を守るために、あらかじめ警察署、消防署に対し、情報を提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときという類型がございまして、224ページの1つ目の丸、65歳以上の高齢者リストの貸出し（各警察署の犯罪防止と交通事故の防止の充実）というようなもので、以前の審議会へ事前一括承認基準該当ということで御報告をさせていただいています。これは平成19年のものでございます。

そこで、本人同意を得ないで外部提供できるという類型にのっとって審議会に御報告を

しておるところでございますけれども、昨今こういう8月28日の新聞記事、もう1枚目、A4縦は10月3日の毎日新聞の記事でございます。新宿区は情報提供をしたんですけれども、「新宿区民 名簿提供に拒否感強く 特殊詐欺対策 世田谷区は再検討」という見出しがございます。これについてももう少し補足しますけれども、昨今の流れ等々で、1枚目の新聞記事の右下にもありますけれども、一方、名簿提供には批判もあり、人権擁護団体又は東京第二弁護士会からも声明文が出ているような内容を受けてですけれども、2枚目の新聞記事の下から2番目の段落です。「23区内では世田谷区と墨田区が、犯罪被害防止などを理由に、65歳以上の名簿を本人に通知せずに警察署に提供しているが、世田谷区は『議論が出てきており、今年度は提供するか分からない』」ということでございますけれども、所管課に確認しましたら、警察署からの依頼があった場合においても、提供はしない方向で検討するというようなお答えを聴いているところでございます。この事実関係について御報告させていただきます。

報告は以上です。

会長 提供しないんですね。

区政情報課長 提供しない方向で検討と聴いています。

会長 しない方向で……。

区政情報課長 まだ結論は出てきておりませんけれども。

会長 じゃ、経過報告ということでいいですか。

区政情報課長 はい。

会長 結論が出たら、また審議会にお願いします。

区政情報課長 わかりました。

会長 ただいまの件について質問ありますでしょうか。

委員 その検討というのは、いつぐらいをめどに結論、方針を決めようとしていらっしゃるんですか。

区政情報課長 多分心は決まっているのかなと思うんですけれども、私も含めて関係者で会議を行ったところでの確認は、今の方向で結論づけたところなんですけど、あとは意思決定の過程を踏まえてということなので、少なくとも今年中には決まるのではないかなと思っております。

委員 区内全員の高齢者名簿を提出したということですか。

区政情報課長 世田谷区には4つの警察署がございまして、それぞれ警察署の管内ごとでござ

ざいまして、毎年依頼があるかどうか、確定ではないんですけれども、依頼のあった管轄の警察署の65歳以上ということであると、その管轄の65歳以上は全員といういうことでございます。

委員 民生委員をやっている、個人情報の高齢者名簿というのは、自分の担当する地域のみ持っているんですが、すごく取扱いについては口を酸っぱくするほど言われていて、例えば生命の危険が迫ったときは緊急連絡先ですとか、御本人の意識がないとかいった場合には、息子さんの電話番号とかは警察なり消防隊なりにお知らせはしているんですけれども、それ以外は絶対ということでもみんなに周知しているものですから、知らないうちにこんな大きいデータが流れているというのに私はすごく違和感を感じています。多分、民生委員全員が違和感を感じると思いますので、ちょっとつけ加えさせていただきます。

委員 今の報告は中間的な報告だということで伺いましたけれども、新聞記事の報道が正しいとすれば、世田谷区においては、先ほど御説明があったように事前一括承認の項目、対象だということで、2007年から依頼があれば提供していたという形で扱われているようなんですけれども、昨今、特にこれは、話題となっている新宿区、新宿警察署で捜査情報の漏えい問題がございましたね。この関係もあって今、新宿なりでこういう高齢者名簿、特殊詐欺防止という目的については是とすべきだろうけれども、果たしてそういう形で依頼があったら提供する。その場合、本人同意なしの名簿提供というのがいかなものかという議論は各区でも起こっているやに伝え聴いています。その関係で、その記事の中で、世田谷区と墨田区については、もう既に本人同意なしに提供していますよということが書かれていて、世田谷区個人情報保護条例というのはかなり厳密な形につくられているかと思うんですけれども、そういう点で、やっぱりこれは条例がつくられた時点で、また、その時点で扱われた外部提供の仕切り方の問題と、その後のいろいろな世の中の動きというか、特に個人情報についてみだりに知られたくないというだけではなくて、自分の情報についてきちんとコントロールしたい。これが本人同意にもかかわると思うんですけれども、そういうことに対する関心が高まっている中では、かつて千葉県野田市でも、一旦オーケーになったものをもう1回仕切り直して、できないことにしたよという経過もあったやに伺っていますから、世田谷区においても、事前一括承認という形でくくられているものについても、その後の状況の変化なり、区民の方々の意識なり、関心の高まりの中で、やっぱり一定の見直しをすることも必要なのかな。原則は余り外部に、警察ももちろん行政機関ですけれども、個人情報保護制度の中での実施機関との扱いでも警察は他の行政機

関とは異なるところもありますから、果たしてそこでどのように提供された名簿が保管され、扱われ、運用されているのか。

報道では、いわば戸別訪問する場合、あの分厚いものを持って歩くなんていうことは普通想定されないもので、一定の取扱いに関してはさまざまなケースがあるわけですし、そういうことも含めて、個人情報の扱いについて、より厳密にするということを念頭に置いた検討をぜひお願いしたいなと思います。そういう点では、東京第二弁護士会の声明文が紹介されていますけれども、東京弁護士会も9月7日に声明を出しています。そこで、目的の正当性と、手段の相当性と、目的と手段の合理的な関連性という物差しを示した上で判断する。基本的には、本人の承諾を得ることなく、情報提供することは許されないのではないかという提起を弁護士会として出していることもありますので、そのような今の世の中の動きも含めて、ぜひ御検討をお願いしたいです。一定程度御検討いただいたものがまたこの審議会に出されるということですから、その際にまた、個別具体的に議論もさせていただきたいなと思います。

会長 ほかにありますでしょうか。 ないようでしたら、中間報告ですが、了解ということにします。

それでは、次回の日程について事務局から報告をお願いします。

区政情報課長 それでは、次回の日程でございますが、本日の会議次第にも記載しておりますけれども、平成30年度第5回の審議会につきましては、年末で押し迫っておりますけれども、12月25日（火）午前10時からの開催を予定しております。会場は第1庁舎5階の庁議室でございます。また日程が近づいてまいりましたら通知をお送りいたしますので、御確認いただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

事務局からは以上でございます。

会長 ほかに何かありますでしょうか。

3. 閉 会

会長 ないようでしたら、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして閉会いたします。御苦労さまでした。